

ニュースレター



12
第40号 2010.11.13

〒100-8698
郵便事業株式会社 銀座支店
郵便私書箱2346号

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

TEL: 03-5319-1773 FAX: 03-5319-1774

日本弁護士連合会との応酬について

代表幹事 岡村 勲

日本弁護士連合会からの質問に対して当会が逆質問したところ、逃げ回るだけで、誠意ある回答をしませんので、その経過をご報告申し上げます。

当会は、2010年1月23日の第10回大会の第一決議として「被害者参加及び被害者参加弁護士の制度は、犯罪被害者等の意思を十分に尊重しなら運用されることを求める」と決議しました（資料1）。

これは、当然の決議であります、これに対して日本弁護士連合会は、決議の提案理由に挙げた箇所を取り上げ、

1. 被害者参加弁護士が、どのような「被害者の意向を無視して」、何をしたのか、どのような行為で被害者が「傷ついた」のか、どのような点で不利益を受けたとお考えなのか、事件に即してお知らせください。
2. 当該被害者が、貴会に対し、不満を述べた理由や経緯をお知らせください。との照会（質問）をしまいいりました（資料2）。

この照会は、日本弁護士連合会事務総長よりなされたものでしたから、当会事務局員条千賀子名で、日本弁護士連合会会長に対して、照会は日本弁護士連合会代表者より当会代表者にするようにとの文書を送付しました（資料3）。

これを受けて日本弁護士連合会は、会長名を持って当会代表に同一の照会をしてきました（資料4）。

参加弁護士が参加人の意思や要望に従った行動をしないという苦情は、当会に多数寄せられ、それについての相談も受けています。しかし、被害者、依頼者にとっては、弁護士を批判したことが当該弁護士の耳に入れば大変なことになると怖がっており、当会も秘密は十分に守るとの前提で話を聞くようにしております。日本弁護士連合会のいうように、参加人が、

具体的事件に即して述べた内容や経緯など、とても明らかにできるものではありません。

そもそも上記決議をしなければならない原因を作ったのは、日本弁護士連合会です。日本弁護士連合会は、意見書、会長声明、会長談話等で被害者参加に対する反対を表明しただけではなく、あらゆる場で執拗な反対運動を展開しています。

そこで、資料4に言う如く被害者参加制度の充実に努めると言うが、これが真実であるかどうかを知るため、詳細な逆質問をしました（資料5）。ぜひご覧ください。

これに対する日本弁護士連合会の回答は、当会が回答しないことは残念であるというだけで、自分の方は「回答を差し控える」というものでした（資料6）。

そこで当会は、日本弁護士連合会の質問に回答できない理由を述べたうえで、回答を促すとともに、何故、自ら質問しながら相手の回答には答えないのか、その理由の説明を求めました（資料7,8）。

日本弁護士連合会は、何の返事もよこしませんから、これに対しても回答しないので、11月4日に会長に催促するとともに（資料9）、13人の副会長に対して会長を補佐して回答するようにとの文書を各別に発送しましたが（資料10）、会長の回答は、「回答を差し控える」というもので、当会の最も知りたい資料4の質問には、一切答えておりません（資料11）。

当会は、11月22日、当会質問に恥も外聞もなく逃げ回る日本弁護士連合会に対して、堂々と行動するよう、報告しました（資料12）。



第 1 決議

被害者参加及び被害者参加弁護士の制度は、犯罪被害者等の意思を十分に尊重しながら運用されることを求める。

提案理由

平成 20 年 12 月、被害者参加制度の運用が始まった。各地の犯罪被害者等から、「被害者等の思いや悔しさを直接、裁判官や裁判員、被告人に伝えることができ、本当にこの制度が作られて良かった」と喜びの声を多く聞く。

だが、その一方で、被害者をサポートすべき被害者参加弁護士が、被害者の意向を尊重することなく、「訴訟行為だから弁護士主体で訴訟を進行すべきだ」として、犯罪被害者等が傷ついた例も多く報告されている。

本来、この制度は、被害者等が自らバーの中に入り、直接、被告人や証人に質問・尋問をし、真相を明らかにし、名誉を守り、求刑したいという切実な思いで作ってきた制度である。ただ、技術的な知識を要する裁判では、専門家のサポートが必要であるとの理由で被害者参加弁護士制度が創設されたのである。

国費で被告人の弁護人を選ぶことを「選任」と呼び、同じく国費で被害者参加弁護士を選ぶことを「選定」と呼ぶのは、被告人弁護人は被告人の意思を離れて行為できる固有権を持つが、国選被害者参加弁護士は固有権がなく、参加人から委託を受けた事項に限って行為できるという、権限の相異からきているのである。

以上の制度の趣旨を理解し、被害者参加弁護士は、犯罪被害者等の意思を尊重し、よきサポーターとして行為するよう、運用されることを求めるものである。

第 2 決議

凶悪重大犯罪についての公訴時効の廃止と、それ以外の罪についての大幅な公訴時効期間の延長を求めるとともに、過去に起きた事件についても遡って公訴時効を廃止し、また、延長されることを求める。

提案理由

加害者が一定期間逃げ延びれば、裁判にかけることができず、逃げ得を許す公訴時効の制度は、犯罪被害者等にとって許し難い制度である。犯罪被害者等、特に凶悪犯罪の被害者等は、時間が経てば経つほど、悔しさや無念さは増してゆき、絶対に犯人を捕まえて欲しいと強く願っている。犯罪被害者等が苦しい中で、懸賞金を掛け、ピラを配り、必死になって犯人探しを行うのも、絶対に犯人を逃したくない一念からである。

公訴時効制度は、犯罪被害者等だけでなく、国民の社会正義や倫理観にも著しく反するもので、国民に対する各種の世

論調査においても、凶悪犯罪については公訴時効の廃止、その他の犯罪については公訴期間の大幅な延長をすべきだという結果にも表れている。

我々は、凶悪犯罪についての時効期間の廃止、その他の犯罪についての公訴期間の大幅な延長を求めるものである。

このことは、過去に発生した犯罪の被害者等も、同様であり、公訴時効期間の廃止、延長は、過去に起きた犯罪についても遡及適用を強く求める次第である。

第 3 決議

犯罪被害者等の受ける経済的・精神的・身体的な損害は計り知れず、その尊厳はおろか、生存すら脅かされている現状にある。加害者から損害賠償を得ることのできない現実から考えると、その救済は公的な補償によるしかない。

「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく、行うことができるような施策を講ぜられるものとする」という犯罪被害者等基本法の規定に従い、犯罪被害者等が十分な補償を受けられ、また、過去に起きた犯罪の被害者等で、現在も生活や後遺障害に苦しんでいる者に対しても、遡って補償が及ぶ新しい制度を創設することを求める。

提案理由

平成 20 年 7 月、改正犯給法が施行された。しかし、そこでは、医療費の補償が 1 年間に限られていること、休業補償も治療費と併せて 120 万円が限度であること、将来の介護費用やリハビリ費用については特に補償されていないこと、逸失利益の補償についても上限額が自賠責保険並みに確保されただけであることなど、多くの点で十分な補償がなされておらず、欧米諸国に比して大きな隔りがある。

支給が一度限りであることも被害者等の救済に十分で、過去に起きた犯罪の被害者等で現在も後遺障害や生活に苦しんでいる犯罪被害者等に対しては、民間基金を作ることが提唱されたが、その基金も現在、十分とは言えない。

誰でも犯罪被害者等になる可能性がある今日、犯罪被害者等に対する補償は国民全体で負担すべきであるから、現在生じた犯罪被害者等だけでなく、過去の事件の犯罪被害者等に対しても、犯罪被害者等が平穏な日に立ち返るまで、安心して生活できる新しい補償制度の確立を望むものである。

以上のとおり決議する。

2010年1月23日
全国犯罪被害者の会（あすの会）

2010年(平成22年)3月18日

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村 勲 殿

日本弁護士連合会

事務総長 丸島 俊 介



第10回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会決議について(照会)

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、ありがとうございます。

2010年2月5日付けで貴会からお送りいただきました標記大会決議におきまして、第1決議中、被害者参加弁護士の活動に関し、御指摘をいただきました。当連合会としても、2008年12月に施行された被害者参加制度の運用につき、その充実と発展のため、常に問題点を検討しているところですが、貴会の御指摘についても重く受け止めるとともに、事実関係についてまず把握すべきかと存じます。その上で、被害者弁護のあり方について、相互理解が進む機会があればと存じます。そこで、以下の点についてお尋ねをさせていただく次第です。

記

第1決議の第二段落中、「…被害者参加弁護士が、被害者の意向を尊重することなく、「訴訟行為だから弁護士主体で訴訟を進行すべきだ」として、犯罪被害者等が傷ついた例も多く報告されている。」とあります。

- 1 被害者参加弁護士が、どのような「被害者の意向を無視して」、何をしたのか、どのような行為で被害者が「傷ついた」のか、どのような点で不利益を受けたとお考えなのか、事件に即してお知らせください。
- 2 当該被害者が、貴会に対し、不満を述べた理由や経緯をお知らせください。

(担当事務局) 日本弁護士連合会 人権部人権第二課 林田紗矢

TEL 03-3580-9825 FAX 03-3580-2896

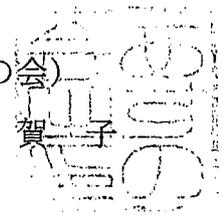
2010年3月26日

日本弁護士連合会

会長 宮崎 誠 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)

事務局 桑 千 賀 子



ご照会について

貴会丸島俊介事務総長より、本年3月18日付けの「第10回全国犯罪被害者の会(あすの会)の大会決議について(照会)」なる文書を拝受いたしました。

当会と貴会の交渉等は、極めて事務的な作業を除いて、すべて貴会会長と当会代表幹事との間で行い、事務局と代表者が直接接触を持つことはありませんでした。

従って、貴会会長より直接、当会代表幹事に対して質問していただきたく存じます。そうすれば、代表幹事において、ご質問に対する回答の必要性も含めて判断することになるかと思えます。

頭書文書は、貴会事務局より当会代表幹事に対してなされたものですから、本文書も当会事務局より貴会会長宛にいたしました。

2010年(平成22年)3月31日

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村 勲 殿

日本弁護士連合会

会長 宮崎



第10回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会決議について(照会)

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、ありがとうございます。当連合会では、内部の発信手続基準において、連合会として情報や資料の提供をお願いする重要な事務上の文書については、事務総長名で発信することになっておりますところ、本年3月26日付け書面「ご照会について」にて、貴会事務局の桑千賀子様より御要望をいただきましたので、改めて会長名で発信いたします。

2010年2月5日付けで貴会からお送りいただきました標記大会決議におきまして、第1決議中、被害者参加弁護士の活動に関し、御指摘をいただきました。当連合会としても、2008年12月に施行された被害者参加制度の運用につき、その充実と発展のため、常に問題点を検討しているところですが、貴会の御指摘についても重く受け止めるとともに、事実関係についてまず把握すべきかと存じます。その上で、被害者弁護のあり方について、相互理解が進む機会があればと存じます。そこで、以下の点についてお尋ねをさせていただく次第です。

記

第1決議の第二段落中、「…被害者参加弁護士が、被害者の意向を尊重することなく、「訴訟行為だから弁護士主体で訴訟を進行すべきだ」として、犯罪被害者等が傷ついた例も多く報告されている。」とあります。

- 1 被害者参加弁護士が、どのような「被害者の意向を無視して」、何をしたのか、どのような行為で被害者が「傷ついた」のか、どのような点で不利益を受けたとお考えなのか、事件に即してお知らせください。
- 2 当該被害者が、貴会に対し、報告をされた経緯や理由をお知らせください。

(担当事務局) 日本弁護士連合会 人権部人権第二課 林田紗矢

TEL 03-3580-9825 FAX 03-3580-2896

2010年4月14日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮健児 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事

岡村

勲

ご照会に関連するご質問

貴会にはますますご清栄のことと存じ、お慶び申し上げます。

貴会より 本年3月31日付けで、第10回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会決議についてと題する照会を拝受いたしました。

貴会は、被害者参加制度について、意見書、会長声明、会長談話等で発表しただけでなく、法務省、法制審議会、国会の場で強硬、執拗な反対論を繰り返してこられました。特に2007年5月1日意見書では、「(参加制度は)刑事裁判の本質に照らし将来に取り返しのつかない禍根を残すことになる」とまで極論されております。これらの意見書等は、会員のみならず全国民に対して発せられたものであることは申すまでもありません。

ところが、貴会の前記ご照会は「当連合会としても2008年12月に施行された被害者参加制度の運用につき、その充実と発展のため、常に問題点を検討している」という、従来の反対論からは想像もできない前向きな記載であり、質問された貴会の真意を測りかねております。

そこで、ご質問にお答えする前提として、後記のとおり、質問をいたしますからご回答いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 被害者参加制度は、施行後1年4か月を経過し、多数の件数が実施されました。

貴会が反対の理由に挙げられたことが現実に起こった事例がありましたか。

あれば具体的にお示してください。

- 2 被害者参加制度は「将来に取り返しのつかない禍根を残す」とのご意見を今もお持ちですか。

ご意見を撤回したのであれば、会員及び国民に対して撤回を公表しま

したか。撤回公表の時期、方法をお知らせください。

撤回していないとすれば、被害者参加制度に反対し、被害者参加人を傷つける被害者参加弁護士が現れても不思議ではありません。

この点について、どのようにお考えですか。

- 3 貴会は、被害者参加制度のみならず少年審判傍聴、公訴時効の見直し等について、公表した意見書等で「犯罪被害者等の中にも、反対する意見がある」との意見を明示されました。

被害者参加制度に反対の被害者の数、被害者毎の罪名を正確にご教示ください。

- 4 同様に「被害者団体の中にも反対の団体がある」、と主張されました。被害者団体とは、団体の構成員の多数を被害者が占め、かつ団体の意思決定方法も被害者の多数決によって行われることが必要であると考えます。

貴会のいわれる被害者団体の名称、構成員である被害者の数、被害者毎の罪名、被害者以外の構成員がいるときはその数、団体の意思決定方法をご教示ください。

- 5 貴会会員の中にも被害者参加制度の実現を望む声明を出した会員が366名おり、同趣旨の要望書を民主党宛1135名、公明党宛1417名、自由民主党宛1443名が提出しており、報道機関等によっても公表されました。

被害者の中にも被害者参加制度に反対の者がいるといいながら、会員の中に賛成者がいることを公表しなかったのは何故ですか。

- 6 当会は、刑事司法上の権利の実現のために必死の努力を重ねてきましたが、貴会の妨害によって、労力面、精神面、資金面で多大の苦しみを味わわれました。

これについてどのようにお考えですか。

これらの質問には、真摯に対応し、犯罪被害者および国民に対して説明責任を果たされるよう、お願いいたします。

貴会との議論の応酬はすべて公開いたします。ご了承を願います。

以上

日弁連人2第46号

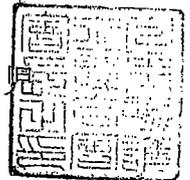
2010年(平成22年)5月18日

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村 勲 殿

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健



貴会4月14日付け「ご照会に関連するご質問」について

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、ありがとうございます。

当連合会は、貴会が「第10回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会決議」第1決議提案理由の第二段落で御指摘された事例の概要を御教示いただきたく、書面を送付いたしました(本年3月31日付け日弁連人2第257号)が、貴会の4月14日付け上記書面において御回答がいただけなかったことは、まことに残念に存じます。

なお、貴会の4月14日付け同書面に対する回答は差し控えさせていただきます。

2010年5月26日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮健児 様

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村 勲



再度のご質問

貴会5月18日付書面を拝受しました。

1. ご書面によりますと、3月31日付け貴会質問に当会が回答をしないことを遺憾とされております。

当会は、犯罪被害者の駆け込み寺のように思われ、参加弁護士に対する不満をよく聞かされます。しかし参加人にとっては、参加弁護士は絶対的な存在で、不満を漏らしたことが被害者参加弁護士に知られることを極度におそれております。

犯罪被害者が当会に報告した経緯、理由、傷ついた内容を事件に即して答えよとの貴会の要望に応ずることは、参加人および被害者参加弁護士の特定につながりますから、ご質問の趣旨に沿うような形ではお答えいたしかねます。

2. 犯罪被害者等の訴えを聞いて感ずることは、受託を受けた弁護士が被害者参加弁護士制度の「選定」と被告人国選弁護人制度の「選任」との法的区別がつかず、被害者参加弁護士でありながら、被告人国選弁護人のように振る舞ったり、「訴訟行為だから弁護士主導でやるべきだ」と考えておられる弁護士もいて、被害者参加制度の趣旨が生かされていないことです。なかには、「参加制度は、裁判所も、検察庁も弁護士会も反対だが、ある団体が無理矢理ねじ込んだものだ。自分も反対だ」と参加人に平然と言い放つ受託弁護士もおりました。

これは長年に亘る貴会の参加制度反対運動が招いた結果だと思えます。

3. 「回答を差し控える」とのことですが、もともと、貴会の方から、当会への質問の照会をしておきながら、これに関する当会からの質問に対しては真面目に回答しないというのは、誠実な態度ではありません。なぜ、回答を差し控えるのか、その理由を説明してください。

2010年6月25日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健児 様

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡 村



回答の催促

時下ますますご清栄のことと存じ、お喜び申し上げます。

貴会に対して5月26日付で再度のご質問をしましたが、未だに回答がありません。

前回も申し上げましたとおり、犯罪被害者団体に対しては厳しい質問をしながら、犯罪被害者団体からの質問には応えないというのは、被害者、国民に対して誠実であるとは言えません。

「回答を差し控える」と言われるのなら、その理由を明らかにしていただきたく、重ねてお願い致します。

本件についての貴会との応酬については、ホームページで公開していますが、貴会の回答について多くの方から問い合わせが来ております。

以上

2010年11月4日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健児 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)
代表幹事 岡村



回答の催促について(4回目)

時下ますますご清栄のことと存じ、お喜び申し上げます。

貴会の本年3月31日付日弁連人2第257号質問に対し、当会は回答の前提となるべき事項について、4月14日付で6項目の逆質問をいたしました。

これに対して貴会は、5月18日付日弁連人2第46号をもって、当会が貴会の質問に答えないのは残念であるとした上で、当会の質問には「回答を差し控える」旨の回答をされました。

そこで、当会は、5月26日書面をもって、貴会の質問に答えられない理由を説明した上で、重ねて回答を催促するとともに、併せて「回答を差し控える」理由の説明を求めましたが、5ヶ月を経過したのに何の回答もありません。

前記6項目の当会質問は、被害者参加等に協力的でない弁護士がいる現状の下で、貴会が従来取ってきた路線を転換するのか、しないのか明確にすることが欠かせないものであり、貴会の回答は、当会会員のみならず全国の犯罪被害者が注目しているところであります。

相手に対しては辛辣な質問をするが、都合の悪い自分への質問に対しては答えないというずるい態度は、社会正義の実現を標榜する貴会の取るべき態度ではありません。

とくに貴職は、地下鉄サリン事件被害者弁護団団長として活躍され、犯罪被害者の権利を擁護する高名な弁護士として、犯罪被害者はもとより全国に知られ期待されております。

従来の貴会の路線にとらわれず、犯罪被害者の立場に立って、明確な回答をくださるよう、お願い申し上げます。

今月28日開催の「犯罪被害者週間全国大会 2010」において報告する都合もありますので、本書到達後一週間以内にご回答を賜りたくお願いいたします。

2010年11月8日

日本弁護士連合会

副会長

殿 (13名宛)

全国犯罪被害者の会 (あすの会)

代表幹事 岡 村



日本弁護士連合会会長に対する回答催促について

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じ、お慶び申し上げます。

当会は、2010年11月4日付けで貴会宇都宮健児会長宛に別紙の通り催促状をお送りしました。

もとはと言えば、この問題は、貴会の当会に対する質問から端を発したことであり、貴会の姿勢の問われる重大な問題を含んでおります。

貴会が逃げ回って回答を誤魔化して、犯罪被害者や国民の信頼を失うことがないように、被害者問題に熱心な会長を十分補佐していただきたく、本書を差し上げる次第でございます。

敬具

日弁連人2第176号

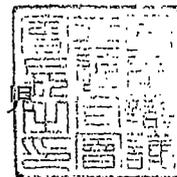
2010年(平成22年)11月11日

全国犯罪被害者の会

代表幹事 岡村 勲 殿

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健



貴会11月4日付け「回答の催促について(4回目)」について(回答)

時下ますます御清栄のことと存じ、お慶び申し上げます。

貴会からの2010年5月26日付け「再度のご質問」及び同年11月4日付け「回答の催促について(4回目)」につきまして再度検討させていただきましたが、同年5月18日付け書簡で回答いたしましたとおり、貴会からの御質問に対する回答は差し控えさせていただきます。

なお、従前より申し述べておりますように、当連合会は2008年12月に施行された被害者参加制度の運用について、具体的な事実関係に基づく検証を行い、必要に応じて対応策を検討していく姿勢に変わりはありません。

何卒御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

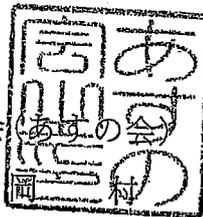
2010年11月22日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健児 殿

全国犯罪被害者の会

代表幹事



貴会11月11日付回答について(5回目)

貴会から11月11日付日弁連人2第176号による回答を拝受しました。

予想していたとはいえ、正副会長14人の鳩首会談の結果作った回答書としては、誠に情けないものといえようがありません。

被害者に対しては高飛車に質問するが、反論逆質問されると、恥も外聞もなく、逃げ回って答えない。

自らの言動に責任をとることは、社会人としても最低の努めですが、貴会はこの義務すら果そうとしません。無責任で、言いつばなしの団体だとして、誰からも相手にされなくなるでしょう。言動に責任をもたない団体が、貧困対策といっても、ついてくる者はいないでしょう。

堂々とお答えになることを勧告します。

貴会とのやり取りは、すべて公開しております。